

デジタル庁

○ 告示第四十一号

総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和六年十二月二十四日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

事務

情報

一 令和六年度秋田県北秋田市灯油購入費助成金（原油価格や物
価高騰等の影響に鑑み、令和六年度北秋田市一般会計補正予算
における、秋田県北秋田市から、低所得者世帯を支援する観点
から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するた
めの基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報（児童
福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による入所等の措置
の実施に関する情報、障害者福祉法（昭和二十四年法律第
二百八十三号）に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年
障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に関する情報、知
障者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に関する情報、第
措置の実施に関する情報及び老人福祉法（昭和三十八年法律第
百三十三号）による福祉の措置の実施に関する情報、昭和三十八年
下同じ。）、生活保護関係情報（生活保護法（昭和三十八年法
律第四百四十四号）による保護の実施に関する情報、昭和三十八年
同じ。）、地方税関係情報（地方税法（昭和三十五年法律第二
百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定
により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情
報をいう。以下同じ。）、公的給付支給等口座登録関係情報
（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座
の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三
項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）、
令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）（物価高騰対策給付
金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）
第二条第一号）に規定する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第
二号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（第
二号）（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二条第
一行規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二条第
一ノイ、及び同条第三号イ（1）に掲げる世帯に限る。）並びに同
条第三

令和六年度秋田県北秋田市灯
購入費助成金の支給要件の該
性を判定する必要がある者に係
る市町村民税（地方税法第五
条第二項第一号に掲げる市町
税（個人に係るものに限る。）、
をい、特別区が同法第一条第
二項の規定によつて課する同
に掲げる税を含む。以下同じ。
簿及び公的給付支給等口座登
簿関係情報に関する情報

号イ(2)に掲げる世帯その他がこれに準ずる世帯に對し給付金を支
給することを含む。以下同じ。)

村(特別区を含む。以下同じ。)

て、同令第一号及び令和六年度物価高騰対策給付金(第一号)の支給
に關する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金(第一号)の支給
令第二号第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯(同条第二号ハ
号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる個人又は世帯に限る。)

からホまでに掲げる個人又は世帯に限る。)

口及びハに掲げる個人又は世帯に對し給付金を支給することを含む。)

帯に對し給付金を支給することを含む。)

金を財源として市町村から支給される給付金であつて、同令第
一条各号に掲げるものから支給される給付金であつて、同令第
報を含む。)

の管理に關する事務

以下同じ。)

の支給に關する情報

価高騰等の影響に鑑み、令和六年度高騰支援給付金（原油価格や物
 価高騰等における、東京都台東区から、低所得者世帯を支援する観
 点から支給される東京都台東区以下同じ。）の支給を実施する
 ための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生
 活保護関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に
 関係する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に
 関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給の
 支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和六年度東京都台東区物価高騰支援給付金の支給要件の該当
 性を判定する必要がある者に係る
 区市町村税及び公的給付支給
 等口座登録簿関係情報に関する
 情報

四
号) 令和六年度東京都市黒区物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度目黒区
一般会計補正予算や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度目黒区
を支援する観点から支給される東京都市黒区から、低所得者世帯
給を実施するための基礎とする情報(入所等の措置の実施に
する情報、生活保護関係情報、令和五年度地方税関係情報、公的給付支
等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金(第一
号)の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金(第一
号)の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金
(第一号)の支給に関する情報を含む。)の管理に関する事務

令和六年度東京都市黒区物価高騰
の対応重点支援給付金(第二号)
の支給要件の該当性を判定す
る必要がある者に係る市町村民
税及び公的給付支給等口座登
簿関係情報に関する情報

五

付金（令和六年度東京都市
北区一般会計補正予算に
おける、影響に鑑み、令
和六年度東京都
のエネルギー・食料品等
の高騰対策給付金（第
一）の支給に関する情報
及び令和五年度物価高騰
対策給付金（第一号）の
支給に関する情報、令和
五年度物価高騰対策給付
金（第一号）の支給に関
する情報、令和五年度物
価高騰対策給付金（第一
号）の支給に関する情報、
及び令和五年度物価高騰
対策給付金（第一号）の
支給に関する情報、令和
五年度物価高騰対策給付
金（第一号）の支給に関
する情報、及び令和五
年度物価高騰対策給付金
（第一号）の支給に関する
情報を含む。）の管理に
関する事

令和六年度東京都市
北区エネルギー・食料品等
の高騰対策給付金（第一
号）の支給に関する情報、
及び令和五年度物価高騰
対策給付金（第一号）の
支給に関する情報、令和
五年度物価高騰対策給付
金（第一号）の支給に関
する情報、及び令和五
年度物価高騰対策給付金
（第一号）の支給に関する
情報を含む。）の管理に
関する事

六

令和六年度東京都板橋区いたばし生活支援臨時給付金（原油
価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度東京都板橋区一般
会計予算からおける、東京都板橋区から、低所得者世帯を支
援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を
実施するため、基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する
情報、生活保護関係情報、令和五年度地方税関係情報、公的給
付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給
付金（第一号）の管理に関する事務）の支給に関する情報及び令
和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の管理に関する事務

令和六年度東京都板橋区いたばし生活支援臨時給付金の支給要
件の該当性を判定する必要がある
に
給
付
者
に
係
る
市
町
村
民
税
及
び
公
的
に
関
する
情
報

七
万令和六年度東京都足立区あだち物価高騰支援臨時給付金（三
区一般会計補正予算や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度足
帯を支援する観点から支給される、東京都立区から、低所得者の
支給を実施する点から支給される給付をいう。以下同じ。）の
関する情報、生活保護関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第
給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第
一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第
二号）の支給に関する情報及び令和六年度の物価高騰対策給付
金（第一号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事
務

令和六年度東京都足立区あだち
物価高騰支援臨時給付金（三
万）の支給要件の該当性を判定
する必要がある者に係る市町
民及び公的給付支給等口座登
録簿関係情報に関する情報

八 令和六年度兵庫県西脇市物価高騰支援給付金（原油価格や物
 価高騰等の影響に鑑み、令和六年度西脇市一般会計補正予算に
 おける、兵庫県西脇市から、低所得者世帯を支援する観点から
 支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための
 基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護
 関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情
 報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する
 情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する
 情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に
 関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和六年度兵庫県西脇市物価高騰支援給付金の支給要件の該
 騰を判定する必要がある者に係
 性を判定する必要がある者に係
 る市町村民税及び公的給付支
 給に関する情報
 口座登録簿関係情報に関する

油 令和六年度広島県福山市住民税非課税世帯等支援給付金（原
 補正予算における、広島県福山市から、低所得者世帯を支援す
 る観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を
 するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情
 報、生活保護関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支
 録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支
 給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の
 支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の
 支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和六年度広島県福山市住民税
 非課税世帯等支援給付金の支給
 要件の該当性を判定する必要が
 ある者に係る市町村住民税及び公
 的給付支給等口座登録簿関係情
 報に関する情報

附 則

この告示は、公布の日から適用する。